

# 新宿区産業振興会議

## 第5期 報告書

令和元年8月23日～令和3年8月22日



## はじめに

---

今期の産業振興会議は、突如日本を襲ったコロナ禍に翻弄され、長期間にわたって会議が開かれず、当初予定されていた課題についての議論も十分に行うことができませんでした。しかし一方で、産業振興会議再開後は、それぞれの委員の皆さんの企業、団体、周辺で起きていることを状況を共有しながら、区、都、国、金融機関等がコロナ禍に対応して進めている政策などに対して意見交換を行うなど、直近の課題に対応した議論を進めてきました。

コロナ禍のもとでの新宿区の産業は、数字の上では最悪の状況を脱し、倒産件数もリーマンショック時と比べて少ないように見えますが、本報告書でも強調されているように、新宿区はコロナ禍による環境変化を最も強く受けている産業が集積し、企業の多い地域であり、深刻な状況はまだ続いていることを忘れてはいけません。コロナ禍の収束がまだ見えない、さらにコロナ禍後の変化する事業環境の方向性がまだ見えない中で、新宿区の産業、企業は相当の危機感をもって今後を考えていかなければならない、というのが、今期最後の産業振興会議で議論されたことでした。

産業振興プランで指摘された「革新と創造に取り組む企業の集積と持続的に発展する産業システムの形成」という産業振興の方向性が、今後も重要であることははっきりしています。しかし、事業環境変化の中で、具体的に何が必要になるのかについては、環境変化の内容と区内の産業、企業の実態を踏まえたうえで、さらに検討が必要になっています。来期以降も、こうした点について、積極的な議論が行われていくことを期待します。

新宿区産業振興会議  
会長 植田 浩史



## 目次

第1章 新宿区産業振興会議について.....	1
1. 新宿区産業振興会議について.....	1
2. 第5期産業振興会議での検討事項.....	2
第2章 新型コロナウイルス感染症影響下における区内中小企業の状況.....	3
1. 業況D Iの推移.....	3
2. 企業の倒産状況.....	6
3. 全国の信用保証協会による信用保証残高の推移.....	8
4. 区内中小企業の状況.....	8
第3章 コロナ禍における区の取り組みと施策の進捗管理.....	9
1. コロナ禍における区の取り組み.....	10
2. 区の施策の進捗管理.....	12
3. コロナ禍における区の取り組み、区の施策の実施状況に対する主な意見.....	17
第4章 アフターコロナを見据えた施策の方向と来期に向けて.....	18
産業振興会議委員のコメント.....	21
資料編 .....	27
1. 区の施策の実施状況.....	28
2. 第5期産業振興会議委員名簿.....	33
3. 第5期産業振興会議開催実績.....	34
4. 新宿区産業振興基本条例.....	35
5. 新宿区産業振興会議規則.....	39



# 第1章 新宿区産業振興会議について

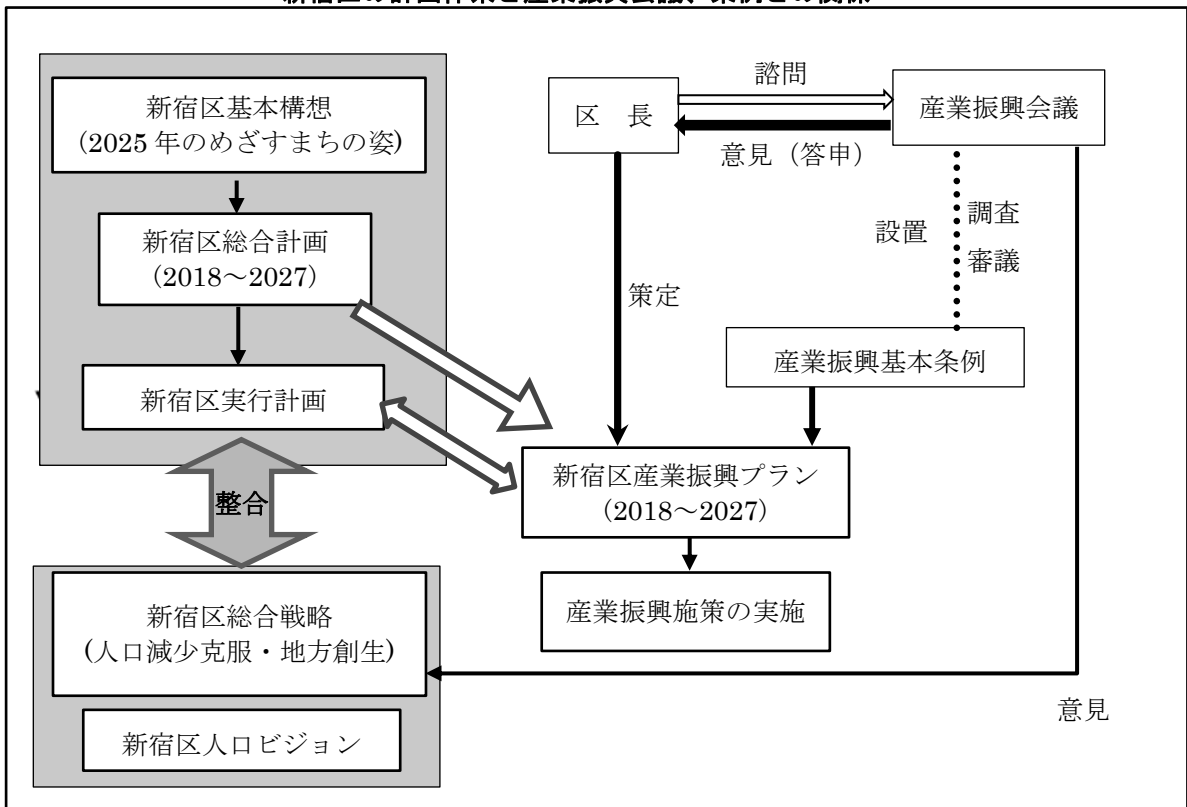
## 1. 新宿区産業振興会議について

新宿区では、産業振興に関する基本的な考え方を示すと共に、産業に携わる者の役割を明らかにして、持続的・体系的な施策の展開や課題の解決を図っていくための指針として、平成23年4月に「新宿区産業振興基本条例」（以下、「条例」という。）を施行しました。同年、条例に基づき、産業振興施策を効果的・効率的に実施していくため、区長の附属機関として「新宿区産業振興会議」（以下、「産業振興会議」という。）が設置されました。産業振興会議は学識経験者、区民、事業者、商店会関係者、産業経済団体の関係者、金融機関の関係者及び教育研究機関の関係者から構成されており、区の産業振興に関する事項について調査審議し、区長に意見を述べることを規定しています。

産業振興会議での検討を踏まえて平成30年3月に策定された現行の「新宿区産業振興プラン」（以下、「産業振興プラン」という。）は、「新宿区基本構想」及び「新宿区総合計画」の実現を目指した個別計画として位置づけられ、新宿区がめざすまちの姿を産業振興の面から実現していくための基本目標や施策の方向性を明らかにしています。

また、新宿区総合戦略の策定にあたって、地域経済活性化の観点から意見を述べました。

新宿区の計画体系と産業振興会議、条例との関係



## 2. 第5期産業振興会議での検討事項

当初、第5期の産業振興会議では、第4期で策定した産業振興プランに掲げる基本目標の実現に向けて各施策の進捗管理を行っていくとともに、将来にわたって地域経済が持続的に発展していけるよう、中小企業の人材確保、雇用環境の整備、福利厚生などに関する産業分野との連携を図っていくこととしていました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染の抑制を目的とした渡航制限や外出制限等が実施され、産業振興会議も当初予定していた会議が開催できない状況が生じました。その間に新宿区を取り巻く経済状況も大幅に悪化し、区でも様々な中小企業支援策が実施されました。

そのため、コロナ禍における経済状況や区が行う各施策について産業振興会議で議論すべく、「新型コロナウイルス感染症影響下における区の産業振興」を新たな検討事項としました。



## 第2章 新型コロナウイルス感染症影響下における区内中小企業の状況

「新型コロナウイルス感染症影響下における区の産業振興」を検討するにあたり、区内の景気動向を把握する必要があります。産業振興会議では「業況DI」や「企業倒産件数」などの指標に焦点をあてながら、コロナ禍における中小企業の状況を確認しました。

### 1. 業況DIの推移（新宿区 中小企業の景況より）

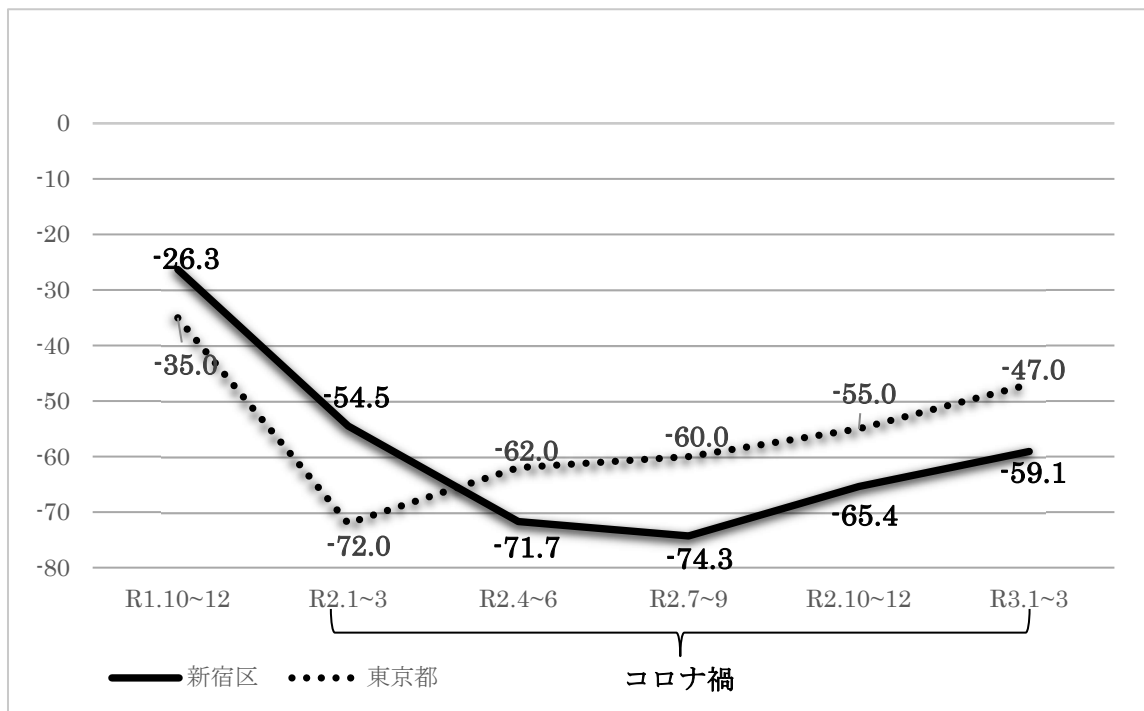
業況：経済全体の景気状態ではなく、個々の企業ないし産業の景気状況。

DI：Diffusion Index（ディフュージョンインデックス）の略で、増加した（又は「上昇した」「楽」など）と答えた企業割合から、減少した（又は「下降した」「苦しい」など）と答えた企業割合を差引いた数値のこと。

#### (1) 全般的な業況

新宿区における令和2年1月～3月期の全業種の業況DIは▲54.5で、令和元年10月～12月期の▲26.3から大幅に悪化しました。令和2年4月～6月期、令和2年7月～9月期にかけてさらに悪化しましたが、令和2年10月～12月期にはやや持ち直し、令和3年1月～3月期にはさらに持ち直したものの、依然として大きく落ち込んだ状態にあります。

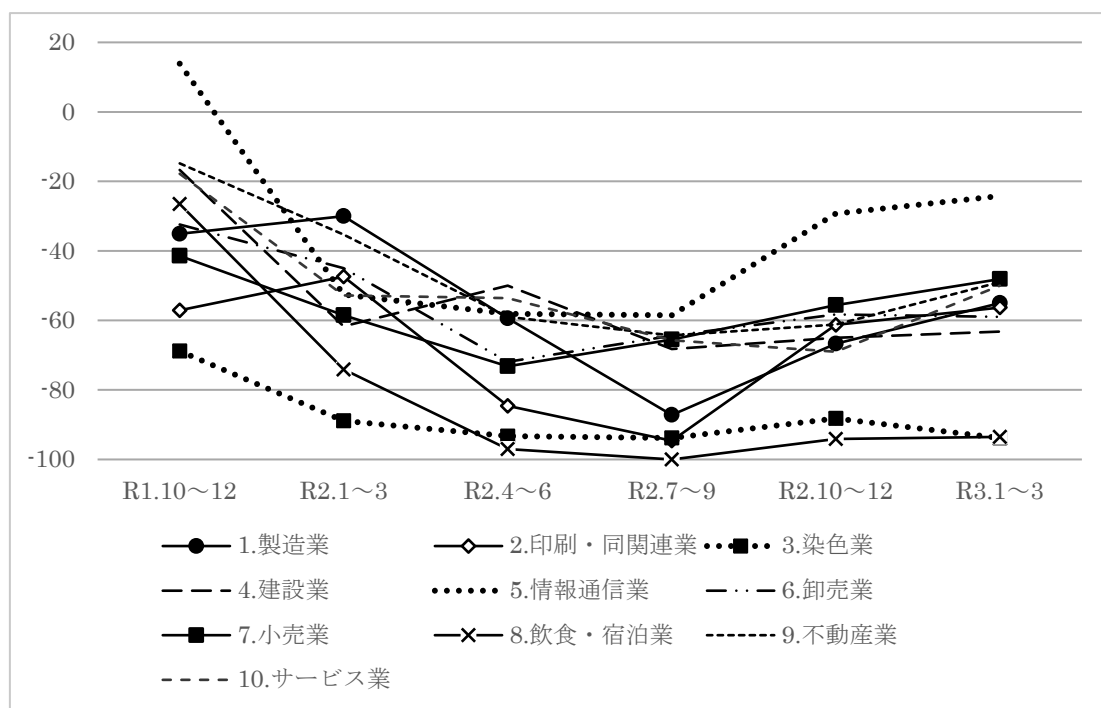
業況DIの推移（全業種）



(2)業種別業況 DI の推移

卸売業、小売業及びサービス業を除いて、令和2年7月～9月期が最も低いポイントとなっています。特に飲食・宿泊業では▲100となっており、回答したすべての企業が「業況が悪化した」と答えています。令和2年10月～12月期には製造業、印刷・同関連業、情報通信業が大きく持ち直し、染色業、建設業、卸売業、小売業、飲食・宿泊業、不動産業でも改善した一方、サービス業では低迷しました。令和3年1月～3月期には製造業、不動産業、サービス業が大きく持ち直した一方で、染色業は低迷し、卸売業、飲食・宿泊業では前期並みの厳しさが続きました。

新宿区における業種別業況DIの推移



業種 \ 期	R1.10~12	R2.1~3	R2.4~6	R2.7~9	R2.10~12	R3.1~3
1.製造業	-35.1	-30.0	-59.4	-87.2	-66.7	-55.0
2.印刷・同関連業	-57.1	-47.4	-84.6	-94.6	-61.3	-56.3
3.染色業	-68.8	-88.9	-93.3	-93.8	-88.2	-93.8
4.建設業	-16.7	-61.7	-50.0	-68.2	-65.0	-63.2
5.情報通信業	13.9	-52.6	-58.1	-58.5	-29.3	-24.2
6.卸売業	-32.4	-45.0	-71.9	-64.4	-58.3	-59.0
7.小売業	-41.4	-58.5	-73.2	-65.5	-55.6	-48.1
8.飲食・宿泊業	-26.5	-74.1	-97.0	-100.0	-94.1	-93.5
9.不動産業	-14.8	-35.3	-59.0	-64.3	-61.2	-49.0
10.サービス業	-17.8	-52.8	-53.6	-65.7	-69.0	-50.0

【回答者コメント（抜粋）】

**R2.1～3**

- ・受注予定案件の半分近くが、蒸発または延期となり売上激減により収益は大幅に悪化している。さらに、取引先の倒産・廃業も発生しており、事業継続において危機的状況である。  
(印刷・同関連業)
- ・新型コロナウイルスの影響から収益無しが数か月続いている。給付・融資をお願いしている。(染色業)
- ・売上減少のため、昼、夜とお弁当の配達を始めたが、なかなか売上が伸びず、人件費を確保できない状況。(飲食・宿泊業)
- ・新型コロナウイルスによる内需産業・市場・個人消費の低迷、リモートワークによる業務効率の低下、コスト増、今後の経済状況の不透明さなど全てがマイナスの材料。(サービス業)

**R2.4～6**

- ・借入で持ち堪えているものの、今後が不透明で不安である。(卸売業)
- ・イベント関係のため、ライブ等の大勢の観客を動員することができない現状では収益の見込みは難しい。新たな方法、事業をみつけられる様に模索したい。(小売業)

**R2.7～9**

- ・イベントが開催されないため、関連の印刷物の発注が無くなり売上が減少している。(印刷・同関連業)
- ・百貨店への照明器具の施行販売が主体のため、改善のめどが立たない。(建設業)
- ・東京のホテルはどん底にある。普通は底を打って持ち直すものだが、ずっとどん底状態。  
(飲食・宿泊業)

**R2.10～12**

- ・コロナ禍で発注が抑制されていた販促ツール類の問合せが11・12月に急増。年度が変わるタイミングで企業の販促活動がやや活発になってきたが、一過性のものか、もう少し様子を見る必要がある。(印刷・同関連業)
- ・中国からの輸入が主で、供給体制が回復し、増強されつつある。(小売業)

**R3.1～3**

- ・お茶会やパーティーの機会がなく、お客様が着物を新調する気分ではないので、販売が厳しい。(染色業)
- ・和菓子小売業。新型コロナウイルスでおうち需要はやや増加するも、企業の手土産等法人需要、箱詰など単価上がらず。イベント需要が回復することを期待。(小売業)
- ・売上自体は少しずつ上昇傾向ではあるが、昨年からの負債が多く、都・国からの補償でなんとか補ってきている状況。また今後、感染者数が増えるようでは、先行きはわからない。  
(飲食・宿泊業)
- ・昨年1月～8月くらいまで新型コロナウイルスの影響はかなりあり、その後多少上向いてきたものの、今期(3月～)はまた不透明な部分が多く不安は感じている。(サービス業)

## 2. 企業の倒産状況

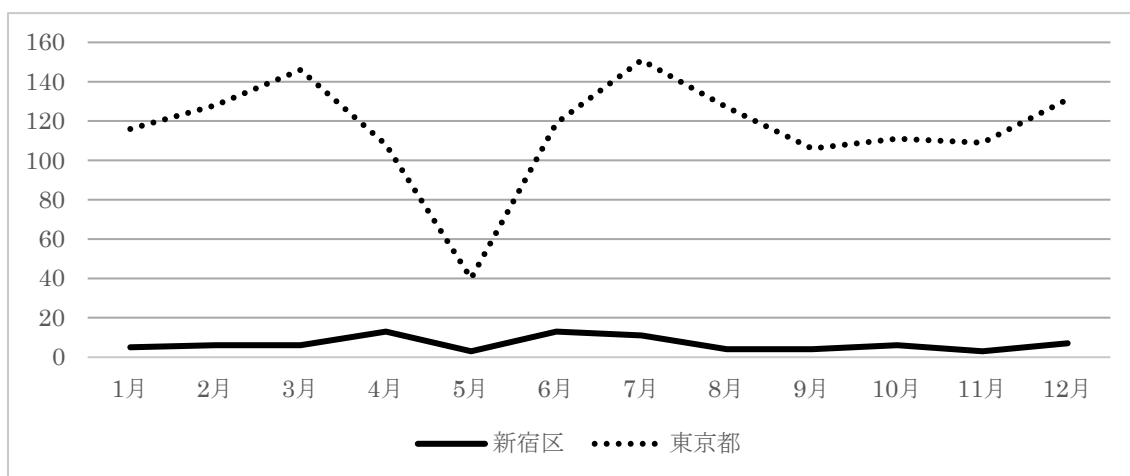
(東京都産業労働局「東京の企業倒産状況」((株)東京商工リサーチ調べ)より)

倒産の定義：負債総額1,000万円以上を対象とし、企業が債務の支払い不能に陥ることで、法的整理等の手続きを行った状態を指す。

(1) 東京都及び新宿区における企業倒産件数の推移 (令和2年1月～12月)

新宿区における企業倒産件数は、4月、6月及び7月に10件を超えましたが、概ね4件～6件で推移しています。東京都における企業倒産件数は5月の40件を除き、100件～150件で推移しています。

令和2年 企業倒産件数の推移



月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
新宿区	5	6	6	13	3	13	11	4	4	6	3	7	81
東京都	116	128	146	108	40	119	151	127	106	111	109	131	1,392

(単位：件)

(2) 新宿区における業種別企業倒産件数 (令和2年1月～12月)

業種別ではサービス業が22件で最も多く、続いて情報通信運輸業が15件、小売業が11件となっています。倒産件数が少なかったのは建設業、卸売業、宿泊業・飲食サービス業でそれぞれ3件でした。

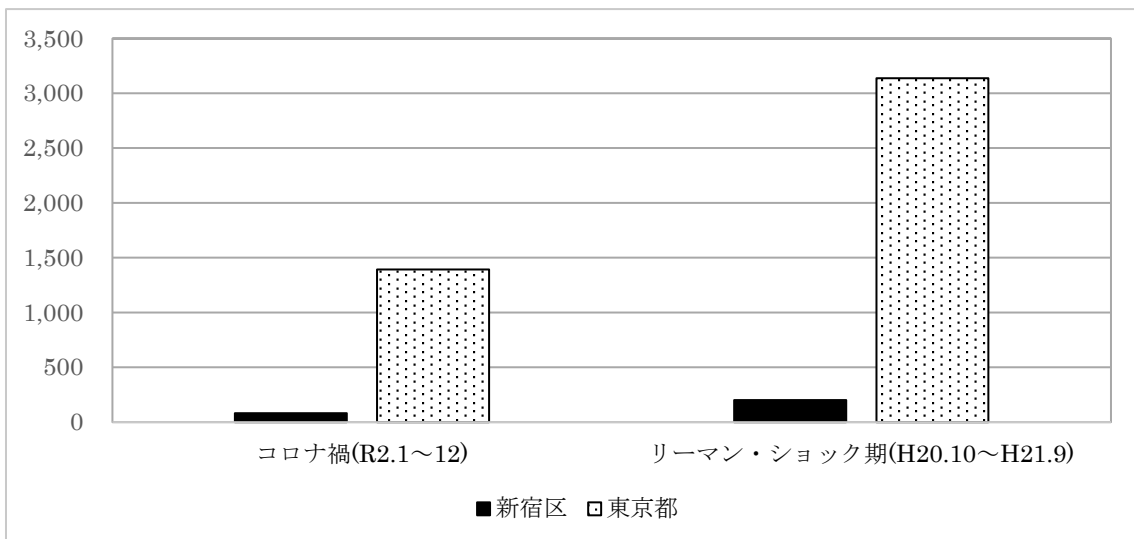
コロナ禍(令和2年1月～12月)における企業倒産件数とリーマン・ショックの時期(平成20年10月～平成21年9月)における企業倒産件数を比較すると、前者は81件、後者は200件で、コロナ禍における企業倒産件数はリーマン・ショックの時期の4割程度となっています。平成20年以降、企業倒産件数は減少傾向にあり、令和2年の倒産件数は過去13年間で最少でした。一方で、東京商工リサーチの調査によると、令和2年の全国の企業倒産が7,773件で2年ぶりに減少したのに対し、同年に全国で休廃業・解散した企業は4万9,698件で、平成12年の調査開始以降、最多となりました。

令和2年 新宿区における業種別企業倒産件数

業種	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
建設業	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	3
製造業	0	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	2	9
情報通信運輸業	0	1	2	1	0	3	0	1	2	0	1	4	15
卸売業	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3
小売業	2	1	0	2	0	0	2	1	1	2	0	0	11
不動産業	0	1	0	2	0	2	3	0	0	0	1	0	9
宿泊業・飲食サービス業	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	3
サービス業	2	2	2	3	2	2	4	1	0	2	1	1	22
その他	0	1	1	3	0	0	1	0	0	0	0	0	6

(単位：件)

リーマン・ショックの時期との企業倒産件数の比較

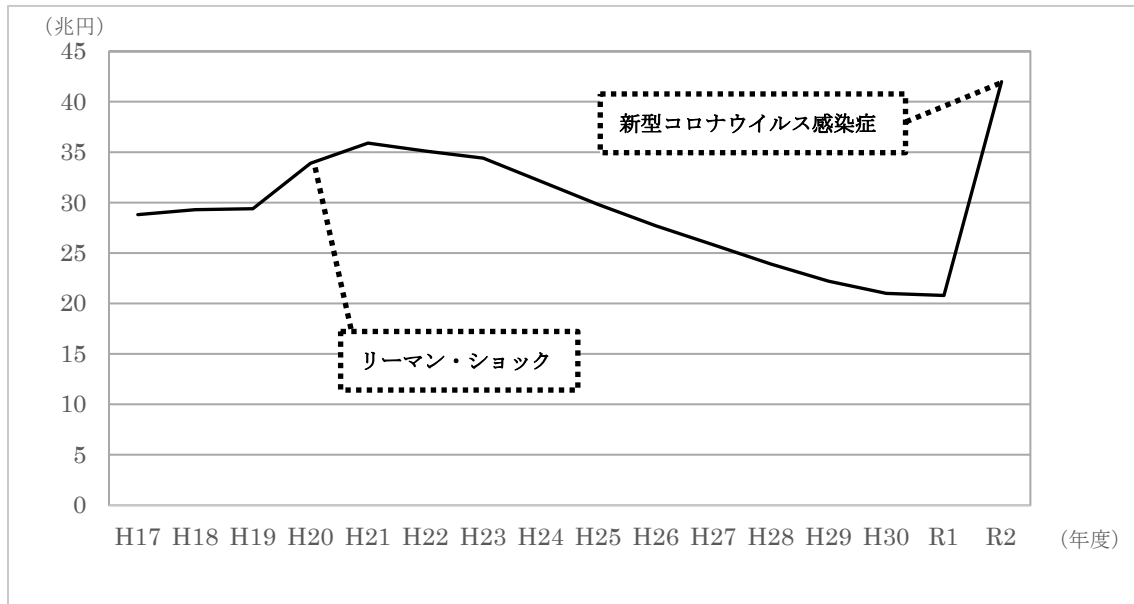


	コロナ禍 (R2.1~R2.12)	リーマン・ショック期 (H20.10~H21.9)
新宿区	81件	200件
東京都	1,392件	3,137件

### 3. 全国の信用保証協会による信用保証残高の推移

全国の信用保証協会による信用保証残高の推移を見ると、リーマン・ショックの時期に比べて、令和2年度の信用保証残高の増え方が急激であることがわかります。

信用保証残高の推移



全国信用保証協会連合会「信用保証実績の推移」及び中小企業庁「中小企業白書2016年版」より新宿区が作成

### 4. 区内中小企業の状況

各種の指標をみると、コロナ禍で業況が大幅に悪化したにも関わらず、コロナ禍における企業倒産件数がリーマン・ショックの時期と比較して少ない要因として、早い段階で資金確保に動いた企業が多かったことや、行政が積極的に金融支援等を行ってきたこと、また、自主的な休廃業・解散によるものが考えられます。

新宿区では倒産件数は少ないものの、新型コロナウイルス感染症の影響が特に大きかった飲食・宿泊業やサービス業が多く、東京都と比較して業況の回復に時間がかかっていることから、区内中小企業の状況は依然として厳しいものとなっていることが考えられます。今後、各種支援策が終了し、借り入れた資金の返済が始まるタイミングで売り上げを確保できていないと、そのときに倒産や代位弁済が急増する恐れがあるため、各種指標を注視しながら、中小企業の支援を行っていく必要があります。

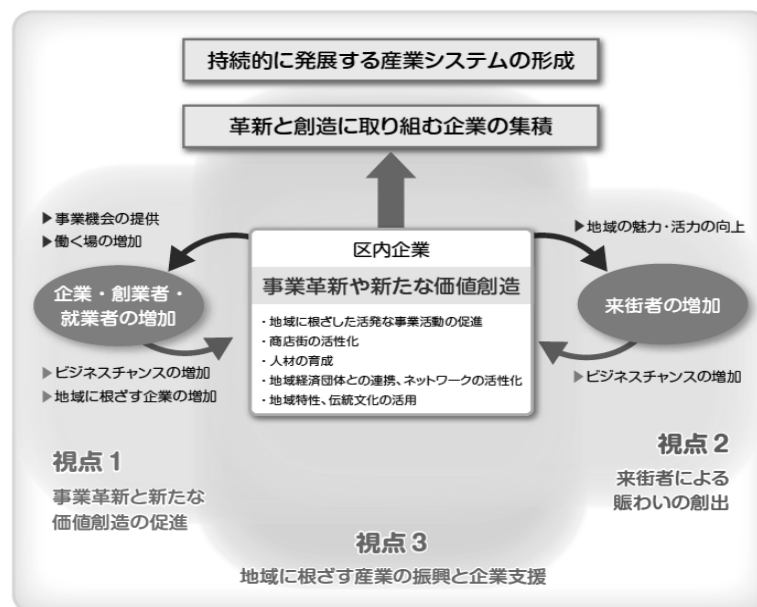
### 第3章 コロナ禍における区の取り組みと施策の進捗管理

第2章で示したとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて新宿区の業況は大幅に悪化しており、区でも中小企業を支援するために様々な緊急の取り組みが行われました。

一方で、産業振興プランに掲げる「革新と創造に取り組む企業の集積と持続的に発展する産業システムの形成」は、現在の状況においても目指すべき目標であり、事業革新や新たな価値創造は区内中小企業にとって重要なものであることから、その実現に向けた経常的な施策も実施してきました。

産業振興会議では、コロナ禍における区の取り組みを確認するとともに、第5期の検討事項であった産業振興プランに沿った区の施策の進捗管理を行いました。

#### 【新宿区産業振興プラン（平成30年度～） 基本目標イメージと施策の方向】



- #### 7つの施策の方向
- 方向1 価値創造に向けた積極的な事業活動の推進
  - 方向2 経営基盤の強化支援
  - 方向3 発展的な事業承継の促進
  - 方向4 創業へのチャレンジ支援
  - 方向5 ICTを活用した事業展開支援
  - 方向6 来街者の増加を好機とした事業展開支援
  - 方向7 商店街の魅力アップ支援

## 1. コロナ禍における区の取り組み

新宿区では、区内中小企業者を支援するため、利子と信用保証料の負担が実質ゼロとなる商工業緊急資金（特例）のあっせんをはじめ、下記の施策を実施しました。

事業名	概要
商工業緊急資金（特例） 令和2年3月18日～実施中	新型コロナウイルス感染症の流行により事業活動に影響を受ける区内中小企業者を支援するため融資をあっせん <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大500万円まで</li> <li>・貸付期間5年（据置6か月）</li> <li>・利子及び信用保証料全額補助</li> </ul>
新宿区店舗等家賃減額助成 令和2年5月7日～実施中	賃貸人が、賃借人の事業が継続できるよう家賃を減額した場合に、減額した家賃の一部を助成 ※令和3年度より補助対象者及び補助内容を拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象者 小規模企業者→中小企業者</li> <li>・補助率 1/2→3/4</li> <li>・1物件、1か月当たり補助上限額5万円→7万5千円</li> <li>・1か月当たり5物件まで→上限撤廃</li> </ul>
新宿区専門家活用支援事業 令和2年7月1日～実施中	区内中小企業・個人事業主が、今後に向けた販促計画をはじめとする事業再興に向けた事業計画の策定や各種補助金・給付金等の申請にあたって専門家の支援を受けた際にかかる費用を補助 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 10/10</li> <li>・補助上限額 10万円</li> </ul>
中小企業展示会等出展支援 実施中	区内中小企業者に対して、売上拡大・販路拡大を支援するため、展示会・見本市等へ出展する際にかかる費用を補助 ※令和2年度より補助額を拡充し、新たにオンライン展示会を対象に追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 2/3</li> <li>・補助上限額 ①国内15万円→30万円 ②海外20万円→40万円 ③オンライン30万円</li> </ul>
おもてなし店舗支援事業補助金 （感染拡大防止、業態転換・販売促進事業） 令和2年7月1日～実施中	区内店舗での感染症拡大防止対策を実施したり、新たに業態転換し宅配・テイクアウト等を始めたりする場合にかかる経費の一部を助成 ※令和3年度より補助上限額を引き上げ、販売促進にかかる費用を対象に追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 10/10</li> <li>・補助上限額 5万円→10万円</li> </ul>



<p>東京都政策課題対応型商店街事業          街事業上乗せ補助事業          令和2年7月1日～          令和2年8月31日</p>	<p>100 店舗以上の商店会が「東京都政策課題対応型商店街事業（新型コロナ対策型）」を活用し、新型コロナ感染拡大防止に繋がる 3 密状態の回避への取り組みを行った場合、区が上乗せ補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 1/10（都 9/10）</li> <li>・補助上限額 33 万円              （都 300 万円 都区合わせて 333 万円）</li> </ul>
<p>商店会感染症拡大防止支援事業（旧称：小規模商店会新型コロナウイルス感染症拡大防止支援事業）          令和2年7月1日～実施中</p>	<p>100 店舗未満の商店会がソーシャルディスタンスの確保等、商店会の 3 密（密閉・密集・密接）状態の回避等につながる取り組みを行った際にかかる費用を補助</p> <p>※令和3年度より補助上限額を引き上げ、店舗数の制限を撤廃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 10/10</li> <li>・補助上限額 50 万円→60 万円</li> </ul>
<p>東京都感染拡大防止ガイドライン対応型商店街特別支援事業上乗せ補助事業          令和2年9月18日～          令和3年2月26日</p>	<p>商店会が東京都の「感染拡大防止ガイドライン対応型商店街特別支援事業（政策課題対応型商店街事業）」を活用し、感染拡大防止ガイドライン等に基づく取り組みを実施する場合、区が上乗せ補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 1/10（都 9/10）</li> <li>・補助上限額 5 万円（都 50 万円 都区合わせて 55 万円）</li> </ul>
<p>商店会共同販促支援事業          令和2年8月1日～実施中</p>	<p>商店会が新たな取り組みとして、デリバリー事業の実施や共同での販売促進事業の実施等、売上拡大に繋がる継続的な取り組みを行った際にかかる費用の補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 10/10</li> <li>・補助上限額 100 万円</li> </ul>
<p>新宿区文化芸術復興支援事業          【文化観光課】          令和2年4月7日～実施中</p>	<p>休業要請等の対象となり、収入を絶たれる等の影響を受けた区内のライブハウスや劇場等の文化芸術施設が行う映像配信の新たな取り組みにかかる費用の補助</p> <p>※令和3年度より補助対象者に美術館及び博物館を追加          ※令和3年度より対象経費に感染症対策経費を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 9/10</li> <li>・補助上限額 1 施設につき 50 万円</li> </ul>

## 2. 区の施策の進捗管理

区の施策の実施状況を、支援内容ごとに確認しました。なお、ここではコロナ禍で変更等のあった事業についてまとめ、その他の事業の実施状況は巻末の資料編に掲載しています。(それぞれの施策が7つの方向のいずれに該当するかは制度名の後に記載)

<p>相談</p>
<p>商工相談 (方向 2,3,4)</p> <p>区内中小企業者、商店会等に対し、専門知識を有する商工相談員 (中小企業診断士等) が窓口で経営全般に関する相談に応じる (無料)。</p> <p><b>【実施状況】</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による相談増に対応するため特別商工相談を実施。また、相談時間を延長。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商工相談員 4 名、特別商工相談員 17 名</li> <li>・ 相談時間 (延長前) 9:00~16:00 (延長後) 9:00~19:00</li> <li>・ 令和 2 年度相談件数 13,034 件</li> </ul>
<p>資金繰り支援</p>
<p>中小企業向け制度融資 (方向 2,4)</p> <p>区内中小企業者、商店会等が事業資金を円滑に調達できるように、制度融資取扱金融機関へ融資のあっせんを行う。また、融資が実行された場合、利子や信用保証料の補助を行う。</p> <p><b>【実施状況】</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者の資金繰りを支援するため、令和 2 年 3 月 18 日より利子と信用保証料の負担が実質ゼロとなる商工業緊急資金 (特例) を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 2 年度実績</li> <li>あっせん件数 3,668 件 (うち商工業緊急資金 (特例) 3,499 件)</li> <li>融資実行額 13,132,980 千円 (うち商工業緊急資金 (特例) 12,062,564 千円)</li> </ul>
<p>小規模事業者経営改善資金利子補給 (方向 2)</p> <p>区内小規模事業者の経営改善、安定的な事業資金の調達のため、日本政策金融公庫が小規模事業者経営改善資金 (マル経融資) の融資を実行した場合、3 年を限度に区が支払利子の一部を補助する。</p> <p><b>【実施状況】</b></p> <p>従来の利子補給に加え、新型コロナウイルス感染症対応特例措置による融資を利用した事業者のうち、国の実質無利子制度の対象にならないものに対しては区が 3 年を限度に支払利子の全部を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 2 年度実績</li> <li>利子補助件数 227 件 (うちコロナ特例分 8 件)</li> <li>利子補助額 5,293,037 円 (うちコロナ特例分 35,743 円)</li> </ul>

## 中小企業新事業創出支援

### 新宿ビジネスプランコンテスト（方向 4）

革新的な新事業の創出を支援するため、若者を対象とした「新宿ビジネスプランコンテスト」を開催し、創造的なビジネスプランの発掘・表彰・育成を行う。

応募・審査段階からセミナーや個別支援を行うことで、事業者の事業計画策定のブラッシュアップを図るとともに、優れた事業を表彰し、フォローアップすることで新たな事業創出を奨励する。

- ・対象者 ①区内に在住・在学・在勤している 35 歳以下の方  
②創業 3 年以内で、代表者が 35 歳以下の区内中小企業者
- ・審査方法 書類審査、面接審査、公開プレゼンテーション審査
- ・支援 ①キックオフセミナーによる事業計画策定のアドバイス  
②書類審査通過者への事業計画のブラッシュアップ支援  
③表彰者へ最長 2 年間のアフターフォロー支援

#### 【実施状況】

令和 2 年度はキックオフセミナー（全 4 回）をオンラインで開催し、また、公開プレゼンテーション審査は会場には一般客を入れず、審査の様子を新宿区公式 YouTube チャンネルで配信した。

- ・令和 2 年度実績  
キックオフセミナー参加者 183 名  
コンテストエントリー件数 80 件  
最優秀賞 1 件、優秀賞 1 件（審査委員特別賞は該当なし）

### 新宿ビジネス交流会（方向 1,2,5,6）

事業者同士の交流の場を提供し、新事業創出のための連携を支援する。参加者同士の交流の実効性を高めるため、各回にテーマを設定するとともに、コーディネーターを配置し、企業間マッチングを促進する。

#### 【実施状況】

令和 2 年度は東京商工会議所新宿支部との共催により、Web 会議アプリ ZOOM を活用したオンライン交流会を令和 3 年 2 月に実施。

- ・テーマ コロナ禍前後の経営や働き方の変化（ICT 化、テレワーク等）
- ・参加者 23 名（定員 30 名、申込み 28 名）

中小企業活性化支援

中小企業展示会等出展支援（方向 1）

販路拡大を目的として行う展示会・見本市等への出展経費の一部を補助する。（補助対象経費の 2/3 以内）

【実施状況】

令和 2 年度より新たにオンライン展示会を対象とし、補助限度額を拡充した。

- ・補助上限額 国内：（拡充前）15 万円 （拡充後）30 万円  
海外：（拡充前）20 万円 （拡充後）40 万円  
オンライン：30 万円

・令和 2 年度実績

国内：補助件数 30 件（うちオンライン 6 件） 補助額 8,060,000 円

海外：0 件

※その他、新型コロナウイルス感染症の影響で出展中止したもの又は展示会中止となったもの 8 件

新宿商談会（方向 1）

区内中小企業者の販路開拓を支援するため、区と地域金融機関が連携し、バイヤーを招いて個別商談会を開催する。さらに、商談会への参加を検討している事業者向けに、商談力向上セミナーを開催する。（商談会、セミナーともに年 1 回）

【実施状況】

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により商談会及び商談力向上セミナーを中止し、販路開拓支援セミナーをオンラインで実施した。（セミナー動画閲覧用 URL を参加希望者へ送付し、参加者各自で視聴）

- ・配信期間 令和 3 年 1 月 20 日～令和 3 年 2 月 28 日
- ・タイトル 「with コロナ時代でも実践できる新規顧客開拓の手法」
- ・参加者 25 名（動画再生回数 90 回）

事業承継支援セミナー（方向 2,3）

中小企業の経営者、後継者の双方が自社にあった事業承継を検討するきっかけづくりとなるよう、「事業承継支援セミナー」を開催する。

- ・開催頻度 年 3 回
- ・内容 事業承継の基本的な考え方・手法や、区及び各種支援機関の制度の紹介等

【実施状況】

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度は中止。

<p>観光と一体となった産業振興</p>
<p>しんじゅく逸品の普及（方向 6）</p> <p>「しんじゅく逸品マルシェ」等の PR イベントを、一般社団法人新宿観光振興協会と連携して開催するとともに、マルシェ出展企業の商品を「しんじゅく逸品」として登録し、ロゴマークと合わせて発信することで、区内の中小企業等の売上拡大やビジネスチャンスの創出につなげていく。</p> <p><b>【実施状況】</b></p> <p>令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により「しんじゅく逸品マルシェ」を中止し、代替イベントとして、「しんじゅく産業パネル展」を 11 月 24、25 日の 2 日間で開催した。その他、新宿文化観光資源案内サイト「温故知しん！じゅく散歩」を改修し、しんじゅく逸品及び技の名匠の情報を追加公開した。</p> <p>・「しんじゅく産業パネル展」来場者数 約 1 万人</p>
<p>商店街活性化支援</p>
<p>おもてなし店舗支援（方向 7）</p> <p>東京 2020 オリンピック・パラリンピックを見据え、区内の飲食・小売店等が行う多言語対応やトイレの洋式化等に対し経費の補助を行う。また、音声自動翻訳機については、各個店において導入検討ができるよう、一定期間無料で貸出しを行う。</p> <p>・補助上限額</p> <p>多言語事業：10 万円（補助対象経費の 2/3 以内）</p> <p>トイレの洋式化事業：30 万円（補助対象経費の 2/3 以内）</p> <p><b>【実施状況】</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症対応として新たに感染拡大防止対策、業態転換に係る経費を対象とした。</p> <p>・補助上限額 5 万円（補助対象経費の 10/10 以内）</p> <p>・令和 2 年度実績</p> <p>多言語事業：23 件 1,649 千円      トイレの洋式化事業：4 件 1,078 千円</p> <p>感染拡大防止・業態転換：1,100 件 52,307 千円</p> <p>音声自動翻訳機貸出：0 件</p>

にぎわいにあふれ環境にもやさしい商店街支援（方向 7）

商店会等が実施するイベント事業や活性化事業、商店街路灯の LED 化による省電力化等の環境事業に対して、必要な経費の一部を補助する。

・補助上限額

- イベント事業 : 1 商店会あたり 266 万 6 千円（補助対象経費の 2/3 以内）
- 活性化事業 : 1 商店会あたり 5,000 万円（補助対象経費の 2/3 以内他）
- 環境事業 : 1 商店会あたり 5,000 万円（補助対象経費の 4/5 以内他）
- 地域力向上事業 : 1 商店会あたり 40 万円（補助対象経費の 2/3 以内）

【実施状況】

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた商店会の取り組みを支援する、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る事業」、「感染拡大防止ガイドライン対応型事業」及び「共同販促支援事業」を新設し、費用を補助した。

・令和 2 年度実績

①イベント事業

27 商店会 30 事業 26,829 千円

②活性化事業

5 商店会 5 事業 6,530 千円

③環境事業

6 商店会 6 事業 33,387 千円

④地域力向上事業

3 商店会 3 事業 702 千円

⑤新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る事業

36 商店会 36 事業 14,086 千円

⑥感染拡大防止ガイドライン対応型事業

37 商店会 37 事業 1,531 千円

⑦共同販促支援事業

13 商店会 13 事業 15,534 千円

### 3. コロナ禍における区の取り組み、区の施策の実施状況に対する主な意見

- ・金融機関として、商工業緊急資金（特例）のおかげでお客様をかなり支援することができた。元金の返済が始まるタイミングで売上げが確保できているかが重要で、金融機関には事業者の本業支援が求められている。
- ・1年分の資金を借りることができたが、今は本当にキャッシュインが少ない。いかにキャッシュアウトを減らすかが重要になっている。
- ・中小企業経営者のストレスやプレッシャー、責任がかつてない状況に置かれている。経営者の健康をサポートすることも考えてほしい。
- ・国や都、区、金融機関が様々な支援を行っていると思うが、それぞれの制度が広く認知され活用されているのか。点在している資金を必要としている中小企業へ直接届けるスキームがあると良い。
- ・Web 交流会は民間でも行っているが、どこも手探り状態で、参加する側も交流会に期待するものがまちまちである。区がどういう手法で行ったか、どのような議論が展開されたかをメールマガジンなどで紹介すると良い。
- ・助成金でパソコンやルーターなどインフラ整備はできるが、それらを使って何ができるのか、どうすれば良いのかがわからない事業者もいる。区がノウハウを発信するか、そういったセミナーを開催しているところを紹介するか、何らかの形で、ワンストップで支援情報を提供できると良いのではないかと。

## 第4章 アフターコロナを見据えた施策の方向と来期に向けて

---

産業振興プランの基本的な考え方は、区内企業が地域に根ざした活発な事業活動の促進や商店街の活性化、人材の育成などを行いながら、事業革新や新たな価値創造に取り組むことで、企業・創業者・就業者や来街者が増加し、さらに企業・創業者・就業者・来街者の増加が事業革新や新たな価値創造につながっていくような好循環を生み出すということです。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、新宿区を取り巻く環境は産業振興プランの策定時から大きく変化しています。また、コロナ禍収束後においても人々の行動変化が予測されます。現状では次のような変化が起きています。

### ①非対面・非接触型サービスの利用の増加

緊急事態宣言の発出等により、従来の対面での交流が大幅に制限される中で、キャッシュレス決済やECサイトといった非対面・非接触型の財・サービスの取引が増加しています。

### ②働き方やコミュニケーション方法の変化

DX（デジタルトランスフォーメーション）が加速し、テレワークやWeb会議が広く行われるようになり、働き方やコミュニケーション方法が変化しています。

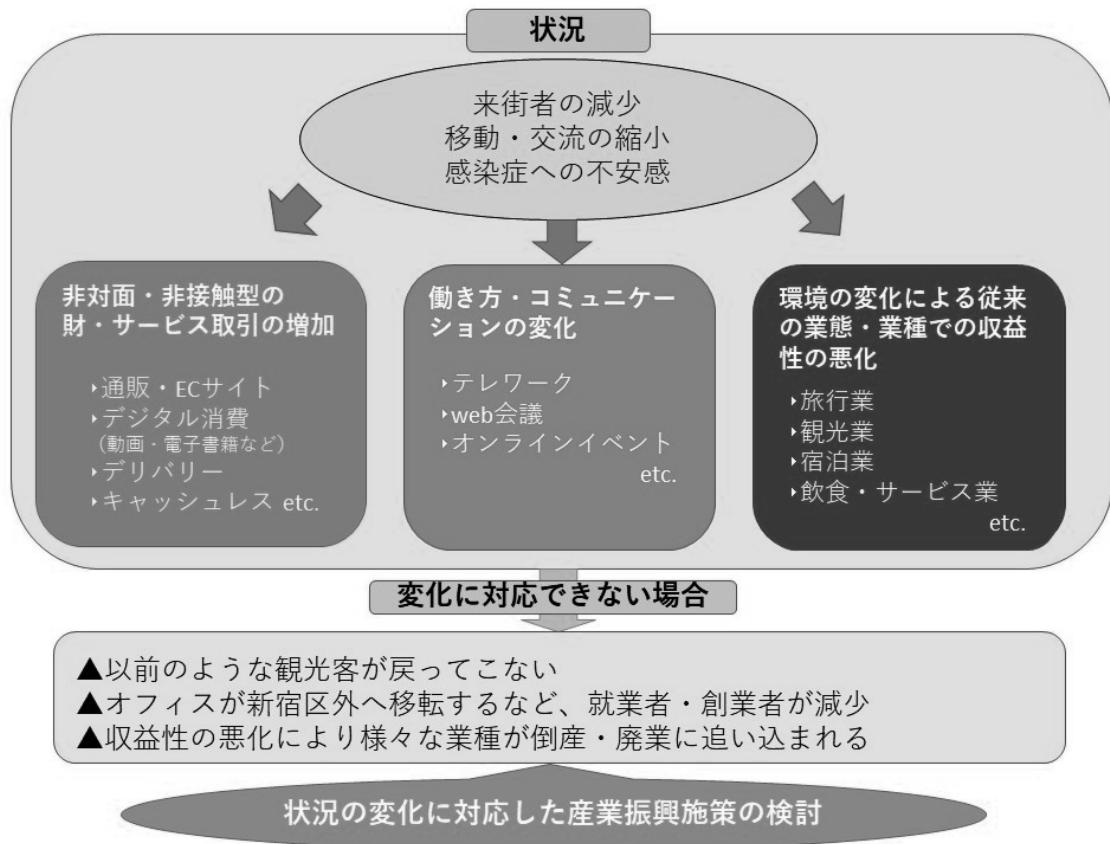
### ③環境の変化による従来の業態・業種での収益性の悪化

コロナ禍における飲食店等への休業要請や感染拡大地域への移動自粛要請、催物・イベントの開催制限等の感染症対策の実施により来街者が減少し、旅行業、観光業、宿泊業、飲食サービス業などが大きな打撃を受けています。

上記のような変化は全国各地で起きていますが、新宿区では特に顕著に表れています。今後、ワクチンの普及等によりある程度の回復が見込まれるものの、コロナ前と同じ状況に戻るかは依然として不明であり、状況の変化に対応できないと来街者が以前のように戻らないことや、就業者の減少といったマイナスの影響が今後も続く可能性があります。



## コロナ禍における状況の変化



コロナ禍を受け、来街者の増加をビジネスチャンスとして捉えていた新宿の産業や企業は大きな転換点に直面しています。「革新と創造に取り組む企業の集積と持続的に発展する産業システムの形成」を引き続き目指すために、コロナ禍の影響を最も受けた自治体としての危機感を強く持ち、今後の状況を的確に捉え、環境や状況の変化に対応していく必要があります。

来期の産業振興会議では、コロナ禍で生じた様々な状況の変化を見極め、その変化に対応した具体的な施策を講じられるよう、各施策の方向性について中長期的な視点から議論し、新宿区のさらなる産業振興を図っていきます。



## 産業振興会議委員のコメント

会長 植田 浩史 / 慶応義塾大学経済学部教授

コロナ禍は、新宿の中小企業に大きな衝撃を与え、現在でもその影響は続いている。新宿のメリットである「にぎわい」やインバウンドが、逆作用してしまった問題は、今後の新宿の産業のあり方を考えるうえで深刻である。とはいえ、新宿には多くの産業人とそれを支える機関、ネットワークが存在している。新しい環境に対して、こうした可能性をどれだけ生かせるかが、課題になる。

副会長 遠山 恭司 / 立教大学経済学部教授

人類史に残る非常事態に直面し、世界も地域も大混乱な状況に個人も企業も、行政もまずは目の前の危機への対応に迫られました。そのため、第5期の新宿区産業振興会議は計画通りの開催と実施が困難となりました。ただし、緊急時対応の影に隠れがちな印象ですが、予定された施策は粛々と可能な限り進められました。その点で、区役所スタッフの獅子奮迅の働きには敬意を表します。コロナ後のさまざまな環境変化と構造的特質を踏まえて、「新宿区総合計画」や「産業振興プラン」は部分的な再設計が必要です。引き続き、区民・事業者・団体代表者等による委員諸氏の叡智・知見をもとに、機動力のある協議と提言が不可欠だと強く認識します。

副会長 長山 宗広 / 駒澤大学経済学部教授

新宿区は全国各地のなかでも新型コロナウイルス感染症の影響を最も受けた地域と言っ  
てよいでしょう。コロナ禍での産業振興会議第5期はこれまでのような濃密な議論が  
出来ず、区が緊急時に集中的に実施した中小企業支援を迫認するにとどまりました。  
ただ、そのなかでも、産業振興プランの基本目標（革新と創造に取り組む企業の集積  
と持続的に発展する産業システムの形成）がアフターコロナ時代においても通用  
することを会議で合意形成できたのは一歩前進でした。次期はアフターコロナ時  
代の「新宿らしい」産業振興施策を検討する重要な局面を迎えます。危機感を持  
って真剣に議論し、実効性のある施策の実現に向けて尽力したいです。

**笠井 咲 / 公募区民**

第5期区民委員終了に寄せて産業振興プランで最も気になる点にフォーカスしてみたい。

区内企業が齎す、事業革新と新たな価値創造とは、集約して企業・創業者・就業者の増加そして、来街者の増加と掲げられている。コロナ緊急事態において、基本目標に達する術を支援施策に奔走する2年になったことかと思われる。

その支援施策を活用することにより業況悪化の一途を食い止めた。言うなれば、基本目標イメージ・視点2以外の達成。7つの施策方向に関しては、1.2.3.5。次なる4.6.7、創業へのチャレンジ支援・来街者増加の事業展開支援・商店街の魅力アップ支援。地域特性・伝統文化の活用を用いた魅力溢れる新宿のシンボルとなるような提案をしてみたい。

**松尾 武司 / 公募事業者**

東京2020オリンピック・パラリンピック開催とその後に向けた議論から、突然のコロナ禍に見舞われ、その影響を多分に受けた第5期だったと言える。一般的に新宿の特徴である多様性は変化に強いと言われるが、良し悪しを別にして大きな変化を日本にもたらし、新宿もその影響を受けるだけでなく、話題にもなったこともある。

しかし、東京2020オリンピック・パラリンピックやコロナ禍の対応で用意されたインフラや、おもてなしといったソフト面は、その終了後も十分に活用ができるものがある。また、これまで多くの変化に対応してきた新宿はデリバリーをはじめとした新産業や、新しい働き方を活かし生産性を上げる試みなどが行われる有力な土壌の一つとなっている様に思う。

コロナ禍収束を見据え、苦境に陥った産業を如何に再軌道に乗せるかといった観点を持ちつつも、新たな取り組みを後押しし、加えて、成功例を発掘し新宿ブランドとして発信していくような議論を来期に期待する。

**横倉 泰信 / 新宿区商店会連合会**

現況は2年近くなる新型コロナウイルスの影響で、全業種がダメージを大きく受け何とか維持しているところに来ています。行政支援、産業振興支援を多大に受けてはいるが、次に向う方向と課題が追いついていない現況にあります。継続事業計画は基本政策に沿って進む事と思いますが、現況に即応する政策を必要とします。①効果性、効率性の実行、②情報システムのスピード化(DX)、③内容度の濃さ、④展開性の変化に対応

「持続可能に発展する産業」のため、これからの経済は【経済倫理】の考え方により、社会の「生産」し、「流通」させ、「消費」することが重要で、「大量生産」「大量消費」からエコ社会経済への転換が必要です。

こんな話がありました。近接の住民でフランス人の方がおり、この界限はフランス人住民が多い所で、その皆様は「今」住んでいる所が好きだから、少々値段が高くても、近くの店でお買い物をするそうです。新宿の商人は、この街を訪れる人々とのつながりを大切にしながら、これからも明るく元気に商売をやっていくことが大切です。

青木 滋 / 一般社団法人 新宿区印刷・製本関連団体協議会

新型コロナウイルス感染症の影響は一年半になっていて、感染第 4 波は一年延期した東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催と重なり先の見えない状況になっている。そして経済的影響は世界的なものとなり、ウイルスの変異で更に先の見えない不安を引き起こそうとしている。東京の顔としての新宿区は未来を見据えたアフターコロナの施策を急ぐ必要がある。新宿駅周辺の再開発は更なる高層化が国の特区に認められ、新たな新宿として生まれ変わるのも 10 年先となる。ハードとソフトの一体化したまちづくりが望まれ、それにより国内外に認められてはじめて新宿区の未来と言えるだろう。

富田 篤 / 新宿区染色協議会

新宿ものづくりの振興策について

毎年優れた技術者や技能保持者をものづくりマイスターに表彰していただき有難うございます。マイスターに選ばれたことによる、誇りや名誉を甘受しつつ、家業に邁進しております。ただ、現在のマイスター制度では、その後のケアが無い為に、貰っただけで、これでおしまいと言う事になりかねません。表彰状を貰っただけで満足せず、世の中に新宿マイスターがここにありと言うイベントを応援しないと、本来のマイスター制度が活きません。今後はマイスターの活動の場を作ったり、表現・応援の機会をつくって頂きたいと思います。又、表彰を受けた方の連帯を強めるために、新宿区マイスター会を作り、一緒になって盛り上げられればと思います。

望田 正吾 / 東京商工会議所新宿支部

今回の第 5 期から初めて参加させて頂きました。

新型コロナウイルスの蔓延により地域の各企業が大きなダメージを受ける中、適切な企業支援とはどのようにあるべきか等に注目して参加させて頂きました。今後は、とりわけ、中小企業の業績や資金繰り悪化などが予想されますので、今後はその点などにも注視しながら参加させて頂きたいと思っております。

今後、DX、リモート、テレワーク等の推進も必要になります。一方で昼間人口は区の人口の 2 倍以上となる約 80 万人の人々が集い賑わうことにより地域の多様性が形成されている部分も大きいものと感じます。については新宿区の多様性がバランスよく形成されることが重要だと考えております。

この会議で生まれた新たな施策や提言をもとに、多少なりとも新宿区に関係するみなさんが前向きに、様々な課題に取り組んでいける環境作りのお手伝いができているようなら嬉しい限りです。今後も地域の活性化に寄与していきたいと思っております。

太田 正一 / 東京中小企業家同友会新宿支部

新型コロナウイルス感染症の影響で、旅行やイベント開催の自粛が求められ打撃を受けています。政府や区が行った資金繰り支援や助成などで持ちこたえている中小企業が多いですが、返済が始まるにつれて、廃業、倒産が増えていくことが懸念されます。また、テレワークの推進により、オフィス不要論も出る中、収束後における働き方も変わっていきます。

新宿で働くことの優位性や来街していただくために、新宿の魅力を再発見する必要があります。コロナ禍で失ったものも多いですが、状況変化を踏まえ気づいたことが沢山あります。

今後の産業振興会議の役割が益々重要になっています。同友会新宿支部としても産業振興会議と連携を図り協力していきます。

遠藤 雅久 / 東京三協信用金庫

今期の新宿区産業振興会議は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、計画通りの開催が困難な状況下、委員及び区事務局の運営努力に感謝申し上げます。

産業振興会議において「コロナ感染症影響下における区の産業振興」に向けた検討が行われ、参加された事業者や大学教授等（見識者）の方々の意見や新宿区の取り組みなどをお聞かせいただき、皆様の地域金融機関に対する要望や期待など、大変貴重な意見を参考に、今後の金融支援の現場に生かしていきたいと考えております。

友成 真一 / 早稲田大学社会連携研究所

コロナ禍の中での産業振興会議、色々と考えさせられました。過去の世界的な感染拡大や、甚大な災害のときに何が起こったのか。そして何が教訓だったのでしょうか。おそらく人類にとっての最大の教訓は、人々の間に「分断」が亀裂のように生じたことではなかったでしょうか。他方、社会的に大きな変化が生じたときにその地域のもつチカラの本質が見えてくると思います。果たして新宿区の産業はこの変化にどのように対応し、コロナ禍によって人々の間に生じた「分断」を乗り越えるような現場の動きが見られたでしょうか。言えることは、そこで生じた「ミクロ」な動きが、コロナ後の新宿区の産業を育てる土台になると確信します。





# 資 料 編

## 1. 区の施策の実施状況

<p>中小企業新事業創出支援</p> <p>新製品・新サービス開発支援助成（方向 1,5,6）</p> <p>新規性・市場性のある製品・サービスの開発事業に係る経費の一部を助成する。</p> <p>【補助限度額】 1 件 100 万円まで（補助対象経費の 2/3 以内）</p> <p>【審査方法】 書類審査、面接審査</p> <p>【令和 2 年度実施状況及び実績】</p> <p>書類審査をオンラインで実施。面接審査は感染対策をとったうえで、会場で実施。</p> <p>交付決定件数：5 件</p> <p>交付件数：4 件（交付決定 5 件のうち 1 件は辞退）</p>
<p>中小企業活性化支援</p> <p>ビジネスアシスト新宿（方向 2,3,5,7）</p> <p>専門的な知識を持った指導員（中小企業診断士、社会保険労務士等）が区内事業所等を直接訪問し、経営の改善や課題解決のためのアドバイスを行う（無料）。</p> <p>【令和 2 年度利用件数】</p> <p>45 件（25 社）</p>
<p>創業支援</p> <p>高田馬場創業支援センター（方向 4）</p> <p>区内での創業を予定している方または創業間もない方や経営改革を目指す方を支援する施設。施設利用者に対し、創業等に精通する職員が、必要な情報の提供や経営相談等を行い、創業の準備段階から経営革新まで必要なノウハウの習得を支援。</p> <p>【定員】 シェアードオフィス等利用者 32 名（個室オフィス利用者 2 名含む）</p> <p>【利用承認期間】 利用承認日から 6 か月間で 3 回まで更新可、最長 2 年間</p> <p>【新型コロナウイルス感染症への対応措置】 緊急事態宣言から新宿区コロナ警戒期間までの令和 2 年 4 月～6 月分の利用料を免除。またその間の在籍者は 2 年間の利用期間に加え、半年間の延長を可能とした。</p> <p>【利用状況】</p> <p>令和 3 年 3 月 31 日現在在籍者数：30 名</p> <p>新宿区特定創業支援等事業（方向 4）</p> <p>認定創業支援等事業者（東京商工会議所新宿支部、東京三協信用金庫、西京信用金庫）と連携し、創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業を実施する。</p> <p>【令和 2 年度実績】</p> <p>支援者数：94 名</p>

産業関連情報の情報発信	
新宿ビズタウンメール（方向 2）	<p>メールアドレスを登録した者に、区の産業振興施策や各種産業情報を掲載したメールマガジン「新宿ビズタウンメール」を配信する。</p> <p>【発行頻度】月 1～2 回</p> <p>【配信内容】区、東京都、国の産業関連情報</p> <p>【令和 2 年度実績】</p> <p>配信回数：18 回</p> <p>登録者数：908 人（令和 3 年 3 月 31 日現在）</p>
新宿ビズタウンニュース（方向 2）	<p>区内中小企業者等向けに、区の産業振興施策や各種産業情報を掲載した広報誌「新宿ビズタウンニュース」を発行する。</p> <p>【発行頻度】年 2 回</p> <p>【令和 2 年度発行状況】</p> <p>7,000 部×2 回</p>
中小企業支援ガイド（方向 2）	<p>中小企業者向けに区や東京都を始めとする各支援機関が行っている代表的な制度を分かりやすく紹介する。</p> <p>【発行頻度】隔年</p> <p>【令和 2 年度発行状況】</p> <p>令和 3 年 3 月 3,000 部発行</p>
新宿区中小企業の景況	<p>区内の事業所に対し景況調査（年 4 回）を行い、その調査結果を的確な商工相談を行うための判断資料とし、地域産業の振興及び活性化を図る。</p> <p>【令和 2 年度実施状況】</p> <p>年 4 回の調査に加え、新宿区景気動向調査の緊急追加調査（1 回）を実施。</p>

<p>商店街活性化支援</p>																	
<p>商店会情報誌の発行（方向 7）</p>																	
<p>商店会の会員に向けた情報誌を発行し、先進事例等の情報共有や新たな魅力の発掘を行うことにより商店会の会員の魅力的な取り組みを支援し、商店街の活性化を図る。</p> <p>【発行頻度】年 4 回</p> <p>【令和 2 年度発行状況】</p> <p>7,000 部×4 回発行、区内外合わせて 10 商店会の取り組みを掲載。</p>																	
<p>大学等との連携による商店街支援（方向 1,7）</p>																	
<p>大学等が持つ専門性や人的資源を活かしながら、商店街の抱える潜在的な課題の解決に向けた取り組みを支援する。（最長 3 年間）</p> <p>【補助対象事業】 ①事業化に向けた調査／②事業実施</p> <p>【補助限度額】 ①1 件 100 万円まで（補助対象経費の 10/10 以内） ②1 件 200 万円まで（補助対象経費の 10/10 以内）</p> <p>【令和 2 年度実施状況】</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>大学名</th> <th>連携商店会名</th> <th>事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目白大学</td> <td>目白通り商いの会・目白銀座商店会</td> <td>目白大学学生「商店街もりあげ隊」による目白エリアの賑わい創出事業</td> </tr> <tr> <td>上智大学</td> <td>新宿区商店会連合会</td> <td>新宿の和の魅力発信プロジェクト</td> </tr> <tr> <td>桜美林大学</td> <td>新大久保商店街振興組合</td> <td>「天使のすむまち」マーケットリサーチデータに基づく魅力向上事業</td> </tr> <tr> <td>早稲田大学</td> <td>新宿百人町明るい会商店街振興組合</td> <td>ニューノーマル時代の商店街のための DX マーケティング事業</td> </tr> </tbody> </table>	大学名	連携商店会名	事業名	目白大学	目白通り商いの会・目白銀座商店会	目白大学学生「商店街もりあげ隊」による目白エリアの賑わい創出事業	上智大学	新宿区商店会連合会	新宿の和の魅力発信プロジェクト	桜美林大学	新大久保商店街振興組合	「天使のすむまち」マーケットリサーチデータに基づく魅力向上事業	早稲田大学	新宿百人町明るい会商店街振興組合	ニューノーマル時代の商店街のための DX マーケティング事業		
大学名	連携商店会名	事業名															
目白大学	目白通り商いの会・目白銀座商店会	目白大学学生「商店街もりあげ隊」による目白エリアの賑わい創出事業															
上智大学	新宿区商店会連合会	新宿の和の魅力発信プロジェクト															
桜美林大学	新大久保商店街振興組合	「天使のすむまち」マーケットリサーチデータに基づく魅力向上事業															
早稲田大学	新宿百人町明るい会商店街振興組合	ニューノーマル時代の商店街のための DX マーケティング事業															
<p>商店街消費拡大推進事業（新宿応援セール）</p>																	
<p>区内全域の商店街で一斉に圧着くじ（スピードくじ）方式の抽選券を配布し、金券が当たるキャンペーンを実施する。金券は、参加店でそのまま買物券として利用できるものとし、商店街の消費拡大を推進する。買い物やサービスの利用者に抽選券を配布する事業を実施することで、商店街の PR、消費者の購買の誘因、集客力向上を図ることで、商店街の活性化を目指す。</p> <p>【令和 2 年度実施状況】</p> <p>参加商店数：2,431 店</p> <p>抽選券の配布枚数：3,994,431 枚（発行 4,000,000 枚）</p> <p>景品の引き換え：306,211 本（景品総本数 422,000 本）</p> <p>売上総額：1,997,215,500 円以上</p>																	

	<p>商店会サポーター（方向 1,7）</p> <p>商店会の活性化、組織力の強化を支援するため、専門知識を持った商店会サポーターが各商店会に出向き、商店会の現況や課題等を把握し、アドバイスや情報提供を行うことで、商店会の取り組みを支援する。</p> <p><b>【商店会サポーター】</b> 4名</p> <p><b>【令和 2 年度実施状況】</b></p> <p>(1) 商店会への訪問・助言・指導及び役員会等への出席</p> <p>(2) 地域商店街連合への助言・指導（四谷地区商店会連合会／W 商連）</p> <p>(3) 商店会が実施する各種事業への助言・指導</p> <p>(4) 同業者組合の支援（古書店、豆腐）</p> <p>(5) 新宿ルーペ等の新宿区商店会連合会の事業支援</p>
	<p>商店街空き店舗情報の提供</p> <p>多様な業種の事業者区内商店街の空き店舗を活用してもらい、商店街の活力の維持を図るため、民間の賃貸物件情報サイトと連携をして、区内商店街エリアにある店舗・事務所用空き物件情報を提供する検索サイトを運営する。（週に一度、物件情報を更新）</p> <p><b>【令和 2 年度実績】</b></p> <p>月平均物件掲載件数：①事務所 115 件 ②店舗 13 件 ③店舗・事務所 9 件</p> <p>月平均アクセス数：369 件</p>
<p>観光と一体となった産業振興</p>	
	<p>新宿ものづくりの振興</p> <p>区内の事業所でものづくり産業に携わり、優れた技術・技能を持つ方を「新宿ものづくりマイスター『技の名匠®』」に認定するとともに、ものづくり産業発信動画を製作し、区内外に広く PR する。さらに、マイスター同士の交流・親睦・情報交換等により、優れた技の融合を促す機会をつくる。</p> <p><b>【令和 2 年度実績】</b></p> <p>1 名（東京手描友禅）を技の名匠として認定</p>
<p>その他</p>	
	<p>産業振興会議の運営</p> <p>産業振興をより一層推進するとともに、効果的・効率的に施策を実施していくため、条例に基づき設置された新宿区産業振興会議を運営する。</p> <p><b>【令和 2 年度実績】</b></p> <p>令和 2 年 12 月及び令和 3 年 3 月に開催</p>

	区立産業会館（BIZ 新宿）
	中小企業支援の活動拠点として、産業関係者の主体的な学習や相互交流の場を提供し、区内中小企業の活性化を推進する。 【令和 2 年度利用実績】 2,304 件

## 2. 第5期産業振興会議委員名簿

No.	氏名	区分	肩書等
1	植田 浩史	学識経験者	慶應義塾大学 経済学部教授
2	遠山 恭司	学識経験者	立教大学 経済学部教授
3	長山 宗広	学識経験者	駒澤大学 経済学部教授
4	笠井 咲	区民	公募区民
5	松尾 武司	事業者	公募事業者
6	横倉 泰信	商店会	新宿区商店会連合会 副会長
7	青木 滋	産業経済団体	一般社団法人 新宿区印刷・製本関連団体協議会 代表理事
8	富田 篤	産業経済団体	新宿区染色協議会 相談役
9	望田 正吾	産業経済団体	東京商工会議所新宿支部 青年部 副幹事長
10	太田 正一	産業経済団体	東京中小企業家同友会新宿支部 副支部長
11	遠藤 雅久	金融機関	東京三協信用金庫 業務部 部長
12	友成 真一	教育研究機関	早稲田大学 社会連携研究所 所長

※産業振興基本条例に規定する区分順（同一区分では、氏名または団体名の50音順）に記載。

※肩書等は委嘱当時のもの。

### 3. 第5期産業振興会議開催実績

回	日時	会場	主な議事、検討内容
第1回	令和元年10月29日(火) 午後6時～8時	産業会館 (BIZ 新宿)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付</li> <li>・会長及び副会長選出</li> <li>・新宿区の計画体系について</li> <li>・産業振興プランに掲げる施策の方向と区の施策</li> </ul>
第2回	令和2年12月16日(水) 午後6時～8時	産業会館 (BIZ 新宿)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス影響下における中小企業の景況等と区の取り組みについて</li> <li>・産業振興プランに掲げる施策の実施状況について</li> <li>・第二次実行計画(素案)について</li> </ul>
第3回	令和3年3月19日(金) 午後2時～4時	産業会館 (BIZ 新宿)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度新型コロナウイルス対策事業について</li> <li>・コロナ禍を機とした産業振興プラン施策の方向の確認について</li> <li>・第5期報告書骨子(案)について</li> <li>・第二次実行計画の策定及びパブリックコメントについて</li> </ul>
第4回	令和3年6月28日(月) 午後6時～8時	産業会館 (BIZ 新宿)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新宿区産業振興会議第5期報告書(案)について</li> <li>・地域商業活性化推進事業について</li> </ul>



## 4. 新宿区産業振興基本条例

### 新宿区条例第9号

新宿のまちは、先進性を持つ国際色あふれるにぎやかな姿を見せる一方で、歴史と伝統が息づく緑豊かなやすらぎのある姿を見せる個性豊かな都市として発展を遂げてきた。暮らしの場、働く場、学びの場、集いの場として多くの人々が行き交う中で、多種多様な価値や文化を受け入れ、活力ある産業を育み、その魅力を向上させてきた。

産業は、私たちの生活と地域社会に密接な関わりを持つものである。産業は、私たちの生活に必要とされる様々な物やサービスを提供するとともに、それらの物やサービスの循環を通じて新たな物やサービスを生み出し、地域のにぎわいと豊かさをもたらし、私たちの生活を向上させ、地域社会を発展させてきた。

私たちは、新宿のまちにおいて産業が果たす役割が、将来においても変わることなく重要なものであると確信する。

しかしながら、新宿のまちを取り巻く環境は日々目まぐるしく変化し、社会構造の変化や生活様式の多様化により、中小企業者を始めとする事業者や商店街の活力を維持向上させるための環境は厳しさを増している。このような環境の改善に向けた取組を一層充実させるとともに、社会経済状況の変化に適応することができる創造力のある産業やその担い手を育成する必要性が生じている。

こうした事態に対処するためには、区民、事業者、商店会、産業経済団体、金融機関、教育研究機関及び新宿区その他産業に関わるすべてのものが、それぞれの役割を自覚し、一体となって「活力ある産業が芽吹くまち」の実現を目指し、それによって産業の振興を推進していく必要がある。

ここに、産業の振興についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、産業の振興を総合的かつ恒常的に推進していくため、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、新宿区（以下「区」という。）における産業が区民生活及び地域社会にとって重要な役割を果たしていることに鑑み、区における産業の振興（以下「産業振興」という。）に関する基本理念を定め、区の責務並びに事業者、商店会、産業経済団体、金融機関、教育研究機関及び区民の役割を明らかにすることにより、産業振興の総合的かつ恒常的な推進を図り、もって区民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者、区内に存する事務所又は事業所に勤務する者、区内に存する学校に在学する者及び区内において活動する者をいう。
- (2) 事業者 区内において事業を行うものをいう。
- (3) 商店会 区内における商店街の振興を目的として組織する団体をいう。
- (4) 産業経済団体 区内に存する商工会議所その他の産業の振興を図ることを目的として組織する団体をいう。
- (5) 金融機関 区内において事業を行う銀行、信用金庫、信用組合その他の機関をいう。
- (6) 教育研究機関 区内において産業振興に資する調査研究及び教育を行う大学その他の機関をいう。

（基本理念）

第 3 条 産業振興は、事業者が創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うとともに、区、商店会、産業経済団体等が一体となって、当該事業活動を促進することを基本とする。

- 2 産業振興は、中小企業者の活力ある成長と発展を目指すことを基本とする。
- 3 産業振興は、商店街の発展と活性化を図ることを基本とする。
- 4 産業振興は、社会経済状況の変化に適切に対処するため、創業のための環境を整備するとともに、創造力のある産業を育成することを基本とする。

（区の責務）

第 4 条 区は、前条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本的施策として実施するものとする。

- (1) 事業者の創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を支援すること。
  - (2) 産業振興に関するネットワークを形成すること。
  - (3) 産業に関する情報を収集し、及び発信すること。
  - (4) 産業振興を担う人材を発掘し、及び育成すること。
  - (5) 社会経済状況の変化に適応する事業転換を支援すること。
  - (6) 創業及び事業承継のための環境を整備すること。
  - (7) 創造力のある産業を育成すること。
  - (8) 中小企業者の活力ある成長と発展のための取組を行うこと。
  - (9) 地場産業の持続ある発展のための取組を行うこと。
  - (10) 商店街の発展と活性化のための取組を行うこと。
- 2 区は、前項の基本的施策（以下「基本的施策」という。）を実施するに当たっては、必要に応じて区民、事業者、商店会、産業経済団体、金融機関及び教育研究機関との連携を図るものとする。
  - 3 区は、基本的施策を効果的かつ効率的に実施するため、都市計画、文化、福祉、教育、環境等の施策との調整を図り、産業振興に関する総合的な計画を定めるものとする。
  - 4 区は、基本的施策を実施するに当たっては、組織体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うとともに、経営基盤の強化、当該事業活動に係る情報発信及び雇用の創出に努めるものとする。

2 事業者は、自らの事業活動が従業員によって支えられていることから、従業員の育成と福利厚生を増進に努めるものとする。

3 事業者は、自らが地域社会の一員であることを自覚し、地域社会との調和を図り、その発展に寄与するよう努めるものとする。

(商店会の役割)

第6条 商店会は、商店街が産業振興のみならず、地域の安全・安心の推進等地域におけるコミュニティを支える上で多面的で重要な役割を担っていることから、商店街の活性化に努めるものとする。

2 商店会は、商店会を構成する事業者が行う事業の魅力の向上が商店街の活力ある成長と発展をもたらすことから、当該事業者の創意工夫及び自助努力に基づく事業活動の促進に努めるものとする。

3 商店会は、加入者を増やすことによりその組織力の強化を図るとともに、商店街において小売業等を営む事業者は、商店街の重要性を理解し、その活性化に協力するため、商店会に加入するよう努めるものとする。

(産業経済団体等の役割)

第7条 産業経済団体は、事業者が創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うことができるよう、必要な環境整備に努めるものとする。

2 金融機関は、事業者が経営基盤を強化し、及び経営革新に取り組むことができるよう、経営支援を行うことにより、産業振興の推進に寄与するよう努めるものとする。

3 教育研究機関は、産業振興に関する調査研究の成果の普及を図るとともに、産業振興を担う人材を育成するよう努めるものとする。

(区民の役割)

第8条 区民は、産業が生活に必要とされる物やサービスを提供する等区民生活に密接に関わっていることから、その消費活動を通じて産業振興の推進に寄与するよう努めるとともに、区、事業者又は商店会が行う産業振興を推進するための様々な取組に協力するよう努めるものとする。

(産業振興施策の公表)

第9条 区長は、毎年1回、産業振興に関する主たる施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(産業振興会議の設置)

第10条 産業振興に関する基本的事項について調査審議するため、区長の附属機関として、新宿区産業振興会議（以下「産業振興会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第11条 産業振興会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 次に掲げる事項について調査審議すること。
  - ア 基本的施策に係る重要な事項
  - イ 産業振興に関し、区長が諮問する事項
- (2) 産業振興を図るために必要な事項について、区長に意見を述べること。

(組織)

第 12 条 産業振興会議は、委員 13 人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、学識経験を有する者、区民及び事業者（法人その他の団体にあつては、その構成員）並びに商店会、産業経済団体、金融機関及び教育研究機関のそれぞれの関係者のうちから、区長が委嘱する。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、産業振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、新宿区規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条から第 12 条までの規定及び次項の規定は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において新宿区規則で定める日から施行する。

(新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 34 年新宿区条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

## 5. 新宿区産業振興会議規則

新宿区規則第58号

(趣旨)

第1条 この規則は、新宿区産業振興基本条例(平成23年新宿区条例第9号。以下「条例」という。)第12条第4項の規定に基づき、新宿区産業振興会議(以下「産業振興会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(組織)

第3条 産業振興会議の委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 区民 1人
- (3) 事業者(法人その他の団体にあつては、その構成員) 2人以内
- (4) 商店会の関係者 1人
- (5) 産業経済団体の関係者 4人以内
- (6) 金融機関の関係者 1人
- (7) 教育研究機関の関係者 1人

(会長及び副会長)

第4条 産業振興会議に会長1人及び副会長2人以内を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、産業振興会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、産業振興会議が別に定めるところにより、その職務を代理する。

(会議)

第5条 産業振興会議は、会長が招集する。

- 2 産業振興会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 産業振興会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 産業振興会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 産業振興会議の会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(専門部会)

第6条 産業振興会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

- 3 専門部会に専門部会長を置き、専門部会長は専門部会に属する委員が互選する。
- 4 専門部会長は、専門部会を招集し、専門部会の事務を掌理し、専門部会の調査審議の経過及び結果を産業振興会議に報告する。
- 5 専門部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、専門部会長が定める。

(庶務)

第7条 産業振興会議の庶務は、文化観光産業部産業振興課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年8月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 新宿区産業振興会議 第5期 報告書

発行年月：令和3年8月

編集・発行：新宿区産業振興会議

事務局：新宿区文化観光産業部産業振興課

〒160-0023

東京都新宿区西新宿六丁目8番2号

電話 03-3344-0701

印刷物作成番号

2021-40-2803

※この印刷物は、森林資源の保護とリサイクル促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。

※この印刷物は、業者委託により700部印刷製本しています。その経費として、1部あたり297.14円（税抜き）がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費等は含んでいません。

